

1 営業保証金が取り戻しできるケース

- ①免許の有効期間が経過したが更新を受けなかったとき
- ②廃業届を提出したことにより免許が効力を失ったとき
- ③免許取消処分を受けたとき
- ④一部の事務所の廃止により営業保証金の額が所定額を超えることとなったとき

2 官報に取り戻し公告掲載依頼（業者本人が依頼する）

依頼先：官報掲載取扱所（山梨県内では柳生堂書店）甲府市下石田 2-20-10 tel:055-235-2201

3 官報に掲載

4 県建築住宅課に公告済届出書の提出

- 提出書類： 営業保証金取りもどし公告済届出書（山梨県宅地建物取引業法施行細則第2号様式）
官報の写し、郵送の場合は返信用封筒（110円切手貼付）
- 提出部数： 2部（1部は受領印を押したものを返却します。）
- 提出先： 県土整備部建築住宅課（県庁別館3階） ※郵送可

5 官報掲載から6ヶ月後、証明書の交付願提出

① 債権の申し出がなかった場合

- 必要書類： 債権の申出のない証明願（山梨県宅地建物取引業法施行細則第3号様式）
供託書の写し
※本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

提出部数： 2通提出（うち1通には山梨県収入証紙400円を添付）

提出先： 県土整備部建築住宅課（県庁別館3階） ※持参のみ（郵送不可）

② 債権の申し出があった場合

- 必要書類： 債権の総額に関する証明書等交付申請書（債権者から提出された申出書と、申出にかかる債権の総額に関する証明の交付を受けるための申請）
（山梨県宅地建物取引業法施行細則第4号様式）

供託書の写し

※本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください

提出部数： 2通提出（うち1通には山梨県収入証紙400円を添付）

提出先： 県土整備部建築住宅課（県庁別館3階） ※持参のみ（郵送不可）

証明書の交付について

- ・県へ既に届け出られている「営業保証金取りもどし公告済届出書」で確認し、決済後、知事名で証明し交付します。
- ・受付から証明書の発行まで1週間程度かかります。
- ・原則として、受領印（代表者印）持参の上、本人へ直渡しとします。
- ・申請時に本人確認が出来ている場合には、代理人による受領（委任状が必要）又は郵送交付を可能とします。郵送交付の場合は返信用封筒（簡易書留分460円切手貼付）を予めお預かりします。

6 供託所（法務局）へ営業保証金の取り戻し請求

- ・供託金の取り戻し業者が行います。 甲府地方法務局 055-252-7151
- ・上記5で交付を受けた証明書のほか、取戻し手続きに必要な書類等は供託所に問い合わせてください。

※必要に応じて上記以外の書類を頂くことがあります。また、商号、所在地、代表者が、免許失効後に変更となった場合には、履歴事項全部証明書など、事実が確認できる書類が必要です。